

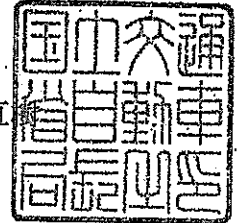


国自技第 199 号

平成 27 年 12 月 9 日

定期点検整備促進協議会代表
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
会 長 橋本 一豊 殿

国土交通省自動車局長 藤井 直



自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 29 条第 4 項第 7 号の規定に基づき、下記により国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

記

1. 指定物件

普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）、軽自動車（二輪自動車を除く。）及び大型特殊自動車の定期点検整備促進運動に使用するステッカー

2. 貼付位置

車室内から見て、前面ガラス左側上部隅（ただし、左ハンドル車にあっては右側上部隅）の位置に 1 枚

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

3. 貼付期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日

4. 貼付するステッカー

別紙 1 のとおり

5. 管理要領

別紙 2 のとおり

点検整備済ステッカー（平成28年用）の仕様及び様式等

○図柄（例）及び寸法は次の通り。

（表）



（裏）

点検整備実施事業場

実施年月日 _____

認 証 号 _____

実施事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

28	年	月	日
----	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがしてください。
 前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定店
 ・前面ガラス左側上部（左ハンドル車は右側上部）に1枚限り貼付することができます。
 ・平成29年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

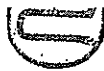
A 000000

○事業者が前面ガラスに貼付できる期間

- ① 自家用貨物車 平成28年4月1日～平成28年6月30日
- ② 事業用自動車 平成28年4月1日～平成28年9月30日

○前面ガラスに貼付してよい期間

- ① 自家用貨物車 平成28年4月1日～平成29年1月31日
- ② 事業用自動車 平成28年4月1日～平成29年1月31日



国自技第 200 号

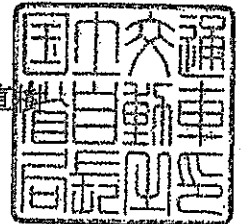
平成 27 年 12 月 9 日

定期点検整備促進協議会代表

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

会 長 橋本 一豊 殿

国土交通省自動車局長 藤井 直樹



自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 29 条第 4 項第 7 号の規定に基づき、下記により国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

記

1. 指定物件

普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）、軽自動車（二輪自動車を除く。）及び大型特殊自動車の定期点検整備促進運動に使用するステッカー

2. 貼付位置

車室内から見て、前面ガラス左側上部隅（ただし、左ハンドル車にあつては右側上部隅）の位置に 1 枚

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

3. 貼付期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日

4. 貼付するステッカー

別紙 1 のとおり

5. 管理要領

別紙 2 のとおり

点検整備済ステッカー（平成29年用）の仕様及び様式等

○図柄（例）及び寸法は次の通り。

（表）



（裏）

点検整備実施事業場

実施年月日 _____

認 証 号 _____

実施事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

29	年	月	日
----	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがしてください。

・前窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定演
・前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に
1枚に限り貼付することができます。
・平成30年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準
違反になります。

A 000000

○事業者が前面ガラスに貼付できる期間

- ① 自家用乗用車 平成28年 4月1日～平成28年12月31日
- ② 自家用貨物車 平成28年 7月1日～平成29年 6月30日
- ③ 事業用自動車 平成28年10月1日～平成29年 9月30日

○前面ガラスに貼付してよい期間

- ① 自家用乗用車 平成28年 4月1日～平成30年1月31日
- ② 自家用貨物車 平成28年 7月1日～平成30年1月31日
- ③ 事業用自動車 平成28年10月1日～平成30年1月31日

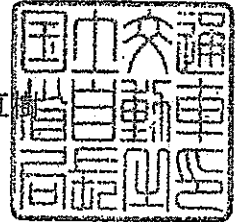


国自技第 201 号

平成 27 年 12 月 9 日

定期点検整備促進協議会代表
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
会 長 橋本 一豊 殿

国土交通省自動車局長 藤井 直



自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 29 条第 4 項第 7 号の規定に基づき、下記により国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

記

1. 指定物件

普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）、軽自動車（二輪自動車を除く。）及び大型特殊自動車の定期点検整備促進運動に使用するステッカー

2. 貼付位置

車室内から見て、前面ガラス左側上部隅（ただし、左ハンドル車にあっては右側上部隅）の位置に 1 枚

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

3. 貼付期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日

4. 貼付するステッカー

別紙 1 のとおり

5. 管理要領

別紙 2 のとおり

点検整備済ステッカー（平成30年用）の仕様及び様式等

○図柄（例）及び寸法は次の通り。

（表）



（裏）

点検整備実施事業場

実施年月日 _____

認 証 号 _____

実施事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

30	年	月	日
----	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがしてください。

前照窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
・前照ガラス左側上部(空ハンドル等は右側上部)に1枚に限り貼付することができます。
平成31年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A 000000

○事業者が前面ガラスに貼付できる期間

- ① 自家用乗用車 平成29年 1月1日～平成29年12月31日
- ② 自家用貨物車 平成29年 7月1日～平成30年 6月30日
- ③ 事業用自動車 平成29年10月1日～平成30年 9月30日

○前面ガラスに貼付してよい期間

- ① 自家用乗用車 平成29年 1月1日～平成31年1月31日
- ② 自家用貨物車 平成29年 7月1日～平成31年1月31日
- ③ 事業用自動車 平成29年10月1日～平成31年1月31日

定期点検整備促進対策の目的及び使用するステッカーの取扱いについて

1. 目的

定期点検整備の普及と実施の徹底を図り、車両の安全を確保するとともに、排出ガス防止対策を促進する。

2. 対象車両

普通自動車、小型自動車（二輪車を除く）、軽自動車（二輪車を除く）及び大型特殊自動車。

3. 貼付者

自動車整備事業者、新車販売事業者及び特定給油所等。

4. 貼付方法

車室内より見て前面ガラス左側上部（但し、左ハンドル車にあつては右側上部）で運転者の視野を妨げず、また検査標章の貼付を妨げない位置に1枚を次回点検月を残して貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

5. はく離者

自動車使用者（または所有者）及び3項に掲げる者。

6. はく離方法

手等ではく離する。

7. 運行経路

対象車両が全国的に散在した車両であるため、特に定めた経路はない。